



令和元年第2回 保税業務講習会

貨物管理者向け講習会



令和元年11月

長崎税関監視部
保税地域監督官

保税制度について

はじめに！

▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。

広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。

▼ **保税**の意義については

輸入貨物について

・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**

輸出貨物について

・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**

これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われています。

▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進 や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合い がやや薄れてきたことは否めません。

しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

目次

- 自主管理制度について
- 社内管理規定について
- 社内教育及び監査の充実について
- 情報提供のお願いについて

○ 自主管理制度について

自主管理制度について

保税制度における貨物管理の変遷

直接管理

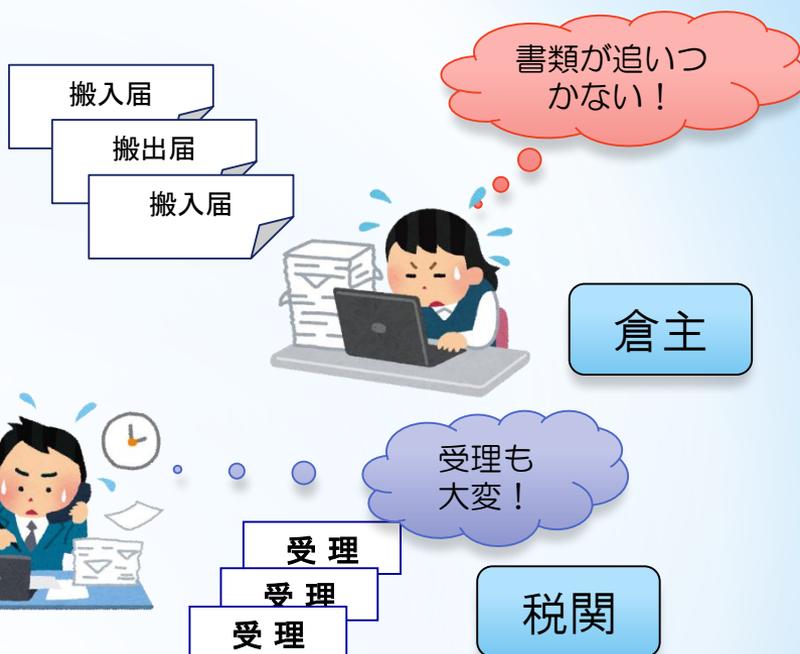
昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による官民事務量の増大

間接管理

倉主等による自主的な外国貨物の管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



- ◆ 昭和46年 自主管理のトライルの導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP=Compliance Program)



自主管理制度について

自主管理とは

【自主管理の基本的な考え方】

● 税関は

倉主の皆様が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感**を持ち、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって **自主的、かつ的確**に行われることを **期待**しています。

● 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理**することになります。



つまり、**自主管理**において、

◆倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実**を迅速、かつ、**的確**に記帳することになります。

◆税関は、事後又は臨時的において、

- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の**的確性**を確認します。



**税関と倉主との
信頼関係が大事**

自主管理制度について

貨物管理者（倉主）とは

貨物管理者（倉主）とは、

- ・ 性善説に基づき、
 - ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
 - ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
 - ・ 自己の責任により適正な貨物管理（搬出入時の対査確認、蔵置管理）を行い
 - ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者
- とすることができます。



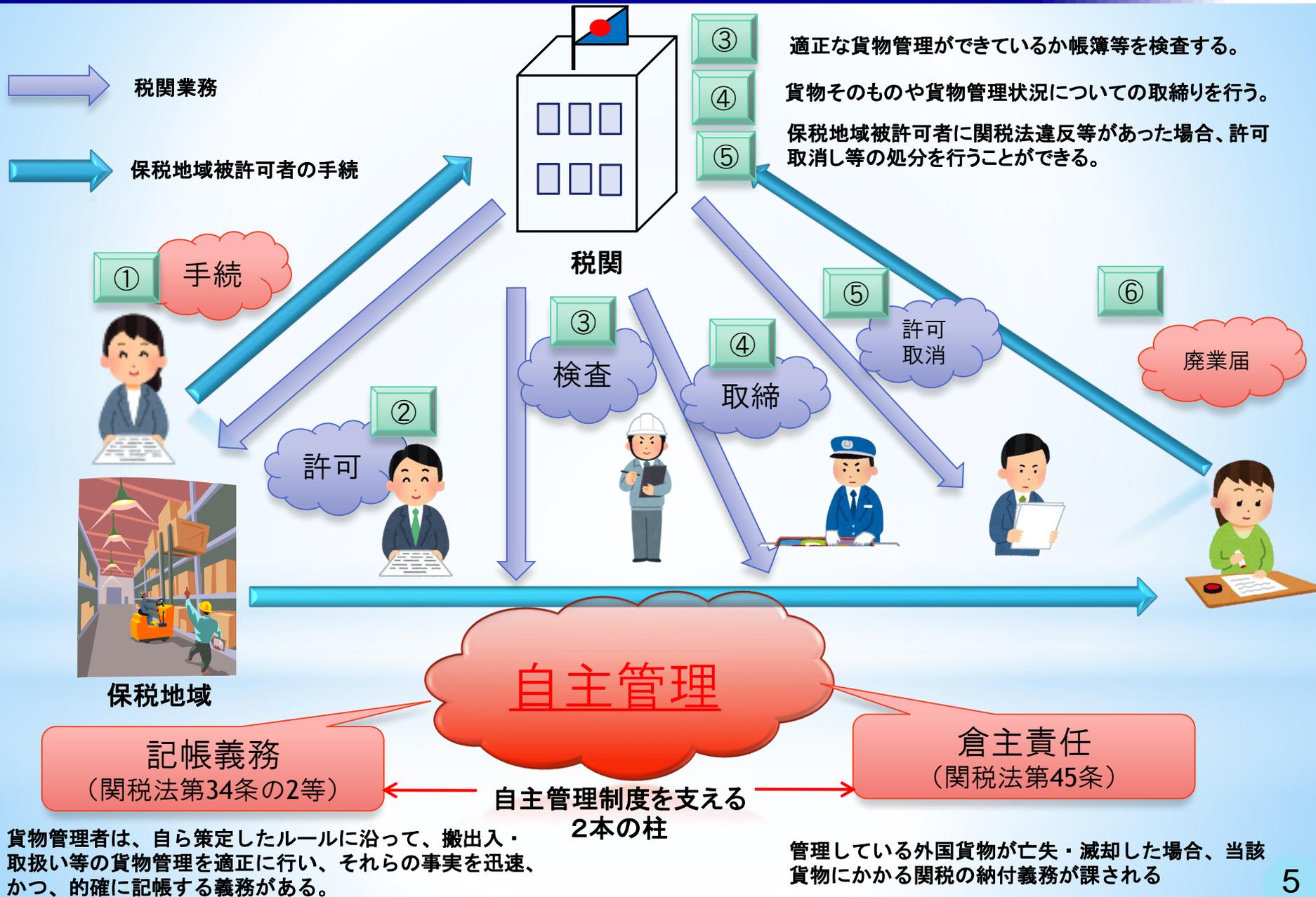
① 許可保税地域（蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域）

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者（倉主）

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者（法第41条の2） ⇒ 貨物管理者（倉主）

自主管理制度について



○ 社内管理規定について

社内管理規定について

自主管理制度

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳すること



税関による間接管理を担保



倉主等が、法令の規定に基づいて貨物管理を適正に行うために自ら策定するルール

自らの保税地域における貨物管理の実態に応じて、関税法等の法令の規定を、自社におけるルールとして、より具体化したもの。

保税地域の許可申請の際にCPを添付する必要があり、税関は当該CPの内容をもって適正な貨物管理が確実に行われるかどうか審査します。



- CPに盛り込む基本項目は次ページ以降のとおりであるが、申請者の業務実態に応じた内容とする必要がある。
- CPに記載されている各担当者の業務内容や書類と貨物の流れが実態に即していない場合は受理されない。
- 社内体制や手続の変更により、CPの内容と実態が合致しなくなった場合は、速やかにCPの内容を改正のうえ、税関に提出する必要がある。

社内管理規定について

CPの基本項目（参考）

関税法基本通達34の2-9

①社内管理規定の目的

②社内管理責任体制の整備

③貨物管理手続体制の整備

④貨物の保全のための体制の整備

⑤税関への通報体制の整備

⑥教育訓練についての体制の整備

⑦評価・監査制度の整備

⑧その他留意事項

①社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。



【例】

第〇条 この規定は、当社が管理運営する保税地域における貨物管理及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きが、適正かつ円滑に行われるよう確保することを目的とする。

社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者

貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者

顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者

委託関係責任者

（保税地域での業務について委託業務を行っている場合）委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督を行う責任者



通常、CPの別紙として作成される「社内貨物管理体制組織図」に、次ページのように各責任者を規定する形が取られています。

社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

保税業務社内管理体制組織図

保税地域名称：
所在地：

TEL：

令和 年 月 日

社内管理体制	総合責任者		職名	氏名			
	貨物管理責任者		職名	氏名			
	搬入管理	蔵置管理	取扱管理	搬出管理	記帳管理	顧客管理	委託管理
	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者
	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	業務委託	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者	担当責任者
	職名	職名	職名	職名	職名	職名	
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	
	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	委託内容	
貨物管理手続	1 搬入関係書類と貨物と対査確認を行う。 2 貨物の異常、数量の過不足等があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 外貨と内貨とが混同しないように区分して蔵置、外貨には「差札」を付する。 2 異常があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	1 取扱いを行う場合、立会等を行う。 2 取扱者に不審点があった場合は貨物管理責任者へ報告する。	1 許可書等と貨物との対査確認を行う。 2 貨物の異常等がある場合は管理責任者へ報告する。	1 貨物の動静を正確に記帳する。 2 台帳及び関係書類の管理を行う。	1 顧客に関する経営状態、資質及び信用度合いを把握する。 2 顧客の信用度を把握する。	1 委託先従業員に関する資質の把握の把握する。 2 業務委託に関する適切な指示・監督を行う。
	内部監査人	職名	氏名	連絡先			
	税関連絡担当者	職名	氏名	税関支署 保税担当部門 TEL:			

現場のトップ!

貨物管理の現場

CPの履行状況の確認

社内管理規定について

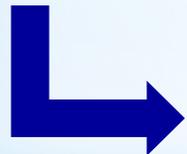
②社内管理責任体制の整備

貨物管理責任者の業務と責任

【社内管理規定の整備：基本通達34の2-9(2)ロ】

◆貨物管理責任者とは

社内管理規定において、倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う者と規定されています。



貨物に異常があった場合、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から **貨物管理責任者** へ通報され、**貨物管理責任者** から税関に報告することとなっている保税地域が一般的です。

つまり、貨物管理責任者の行動、資質(保税知識の有無等)によって、当該保税地域の貨物管理の適正さが左右されることになり、まさに、貨物管理の要であり、貨物管理責任者の**責任は重大**です。

これが、**現場のトップ** といわれる所以です。

社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

貨物管理を行うとは ①

■具体的には

貨物管理を行うとは、

- 貨物を搬入する場合には、貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、搬入作業予定、荷捌明細（蔵置場所の選定、搬入準備）を決定し、ポートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳すること
- 蔵置管理中は、在庫の確認、蔵置期間の確認及び取扱い等を行うこと
- 搬出については、貨主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細（荷捌き、フォークリフト、配送等の手配）を決定し、デリバリーオーダー、輸入許可書、保税運送承認書等、搬出関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳すること



と表現することができます。

社内管理規定について

②社内管理責任体制の整備

貨物管理を行うとは ②

- 関税法は、倉主に関して、記帳義務（法第34条の2）、業務遂行能力等の許可要件（法第43条）、收容能力の増減等（法第44条）、亡失貨物に係る関税納付義務（法第45条）及び処分（法第48条）等を定めており、貨物の搬出入時の立会い及び在庫管理を義務とした明文の規定を置いていません。

これは、「貨物の搬出入及び在庫状況の事実が化体しているのが「保税台帳」であり、倉主に記帳義務を課すことで貨物の状況が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうるとの考え方によるものです。

それで、「記帳義務違反が多い」ということになるんですね。



社内管理規定について

③ 貨物管理手続体制の整備



倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等についての規定を整備する。

保税業務を他者に委託している場合は、当該業務に係る規定の整備や税関への提出は、受託者と調整したうえで、倉主等が自己の責任において行うこととなる。

搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。（例えば、搬入貨物に係わるB/N又はOLT等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備等）

蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

貨物取扱い管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

顧客（荷主）管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

記帳・記録

台帳記録における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

通常、これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書を、CPの付属書として整理する形が取られています。

貨物の流れ	関係書類及び業務の流れ				処理要領	留意事項
	部外	営業	倉庫事務所	倉庫現場		
貨物搬入前	(荷主等) オーダー票、シッピングインストラクション、等	→オーダー票等	オーダー票等 荷割明細書 作業予定表 蔵置場所選定	荷割明細書 搬入準備 蔵置場所選定 作業手配	・MACS登録業務の各項目の入力は、速やかにかつ正確に入力すること。	
搬入受付	(荷主等) 送り状等		送り状等	送り状等		
搬入			入庫伝票作成 保税台帳記帳 施し札作成	搬入作業 任分・検数 事故品処理 蔵置 ↓ 施し札貼付	・搬入関係書類と搬入貨物に対査確認する。 チェック項目 ・記号・番号・品名・数量・荷姿、リマーク、 ・搬入確認記録	・保税台帳は原則として2年間保存すること
取扱	貨物取扱許可書 取扱依頼	(荷主等)	作業手配書 保税台帳記帳	簡単な加工 機品・仕分等 ↓ パン詰付 搬出作業	・貨物取扱前に取扱内容に応じて取捨登録する。 ・貨物取扱を行った貨物の記号、番号、数量に変更があったときはその内容を記録する。 ・システムにおいては、「輸出許可貨物情報」と貨物対査し、	・提示された輸出許可書あるいは当該貨物との相違を発見したときは直ちに貨物管理責任者を通じて税関に連絡する。

社内管理規定について

④貨物の保全のための体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。



⑤税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。



- 社内における連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）
- 税関に対する連絡手順及び体制を整備する必要があります。

社内管理規定について

⑥教育訓練についての体制の整備



すべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

保税業務検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるので、社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。

⑦評価・監査制度の整備



社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。

- 原則として毎年実施
- 評価・監査の結果を都度税関に提出

⑧その他留意事項

社内管理規定に違反した場合、懲戒規定の対象となる旨等について定める。

○ 社内教育及び監査の充実について

社内教育及び監査の充実について

社内教育の重要性について

関税法基本通達34の2-9 社内管理規定の整備

(6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

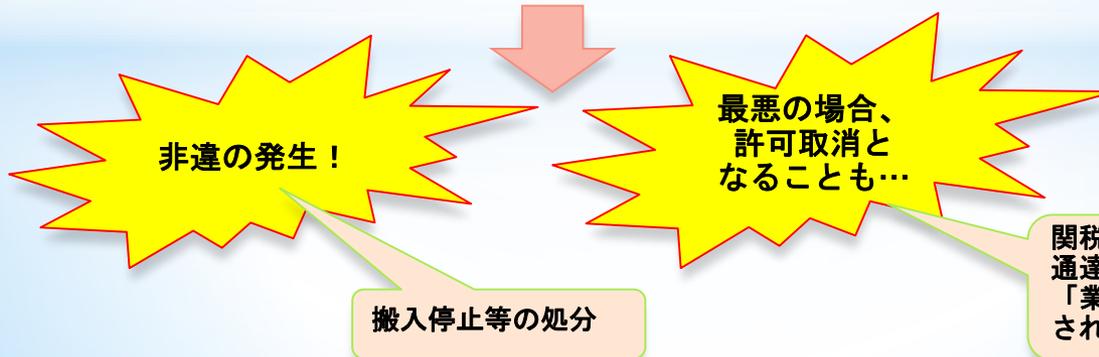
また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。



- ★保税業務を適切に行ううえで、社内教育（研修や訓練）は大変重要です。
- ★被許可者の役員、従業者のみならず、業務委託先の役員、従業員に対しても同等の教育が必要です。
- ★定期的に社内教育を実施することで、個人や部門単位はもちろん、社としても意識向上が図られることで、非違等を未然に防ぐ効果が期待できます。

社内教育を疎かにすると…

➢ 保税業務の認識が希薄 ⇒ 適正な貨物管理の履行に影響



関税法第43条第8号、関税法基本通達43-1(1)(ロ)で、「業務遂行能力がない」と判断される可能性

社内教育及び監査の充実について

社内教育を実施するにあたって

社内教育は、勉強会を実施したり、講習会に参加する等、さまざまな方法がありますが、各事業者において、有効な教育訓練を計画的に実施をお願いします。

例えば

★保稅制度や法令関係ならば…

○研修資料を作成する。

各社（保稅地域）の実情にあわせた資料を作成する。保稅制度のメリット、守らなければならないこと（基本動作）の周知。例えば搬出入関係における関係書類の対査、区分蔵置等の徹底等。自社の保稅地域の画像を用いる等の工夫も必要。

○講習会等に参加し、社内で二次研修を実施する。



★日常業務に関することであれば…

○始業時や定例のミーティングなどを活用して、情報共有する。

・ヒヤリとした事例が起こったとき ⇒ 当事者だけが「助かった…」で済ますのではなく、ミーティング等で注意喚起するなどして、共通認識を持ちましょう。

・対処法などを税関に相談したとき ⇒ 些細な相談であっても、記録として残したり、ミーティング等で周知しましょう。

社内教育は、どんな内容でも繰り返し実施することが大切です！

なお、研修等を実施した際には、必ず

実施日、参加者、実施内容、研修資料

を記録、総合責任者まで報告して保存いただきますようお願いします。

社内教育及び監査の充実について

内部監査について



なぜ内部監査は必要なの？

関税法基本通達34の2-9 (社内管理規定の整備)

(7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

被許可者の従業員ではあるが、主要な従業者（総合責任者・貨物管理責任者等）とは別であるべき。



内部監査人

勧告



総合責任者



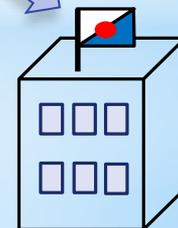
監査結果報告書

改善指示

監査



貨物管理責任者



税関

内部監査人は、

- 会社法でいう「監査役」等である必要はないが、
 - 十分な保税業務の知識を有し、公正かつ客観的に職責を果たせること。
- が求められます。

社内教育及び監査の充実について

内部監査で期待される効果



非違等の防止

保稅非違が発生する原因として、CPの遵守が徹底されていないことが挙げられます。保稅非違が発生する前に、内部監査で改善点を見つけ、改善に取り組むことが非違等の発生を未然に防止することにつながります。

非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ることによって、税関が保稅業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる（合計点数から1/2の減算）場合があります。また、早期の発見により改善策が講じやすくなるほか、改善策を速やかに実行することで、処分の基準となる「処分点数」がさらに軽くなる（合計点数から10点の減算）場合があります。

最後に、
内部監査人のみなさまへ

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。

形式的なものではなく、必ず実態を確認し、内容のある監査を行っていただくようお願いします。



○ 事例検討

保税地域における非違の防止について

非違事例について

事例

保税蔵置場からの貨物搬出にあたって翌日の作業予定表を作成、現場担当者に作業指示を行っていたが、同様の貨物の輸入許可が数日前にもあったことから、当該搬出予定貨物は既に輸入許可済であると認識し作業指示を行い搬出されたが、当該貨物については通関関係書類の遅れにより通関がなされていないことが搬出後判明した。

原因・問題点

作業予定作成担当者が輸入許可書を確認せず思いこみで作業指示を行ってしまった。

現場での貨物搬出時に輸入許可書と貨物の対査を実施していなかった。

改善策

作業予定表作成者は作業指示を行う前に輸入許可書の確認を徹底する。また上司等が確認を行いダブルチェック体制を構築する。

貨物搬出時に輸入許可書等搬出に必要とされる書類の対査を確実に行う。

保税地域における非違の防止について

非違事例について

事例

保税蔵置場に蔵置していた貨物の内点作業を行おうとしたが、当該蔵置場が満庫状態でありその場で内点作業ができなかったことから、同じ倉庫内の保税蔵置場の許可を受けていない場所に貨物を移動させ内点作業を行っていたところ、巡回中の税関職員に発見された。

原因・問題点

現場作業員に外国貨物を保税地域に蔵置しなければならないという基本的な知識が欠如していた。また少しの期間であれば保税地域外に貨物を蔵置しても問題ないであろうと安易に考えた。

改善策

現場作業員（業務委託先職員を含む）に対する保税教育を徹底する。

※外国貨物は許可なく保税地域外に蔵置することはできないこと。保税地域のエリアについても認識させる。非違があった場合の処分及び業務への影響についても十分認識させておく。

貨物取扱量を勘案し、日頃から保税蔵置場収容能力の増減を検討する。

保税地域における非違の防止について

非違事例について

事例

保税工場内の製品倉庫について改修工事を行うこととなった。貨物管理責任者（製造課長）は、税関に工事届の提出が必要という認識を持っていたが、同じ認識を持っていると思っていた税関業務窓口担当者は、保税作業を行わない製品倉庫については工事届の提出は不要であると誤った認識を持っていたことから、工事届の提出を行わなかった。

原因・問題点

社内間での連絡体制が不十分であったこと。また貨物管理責任者が担当責任者への指示（確認）を行わなかったこと。

改善策

施設整備担当部署を含め社内間での連絡体制を日頃から構築しておく。
貨物管理責任者等は、担当者の業務について日頃からケアをしておく。
担当者等への保税教育を十分に行う。
イレギュラーな事例がある場合は、まずは税関に一報し相談指示を仰ぐ。

保税地域における非違の防止について

非違事例について

事例

保税地域に搬入された輸入貨物（50ct）のうち3ctについて不良品であったため、仕分け処理を行ったのち3ctについて滅却承認を受けたうえで滅却する予定であったが、社内在庫システムに当該3ctを「内国貨物廃棄用品」として誤登録したことにより、外国貨物にもかかわらず滅却承認を受けないまま滅却処分した。

貨物搬出について自社システムには登録を行っていたが、NACCSへの搬出確認登録を失念してしまったため税関検査における指摘により記帳義務違反が判明した。

原因・問題点

自社システムとNACCSシステムとの併用によるNACCS登録漏れ（NACCSにも併せて登録したものと勘違い）

チェック体制の不備（NACCSへの登録、在庫管理、管理資料の確認漏れ）

改善策

社内チェック体制を日頃から構築しておく。（NACCS登録、IWS業務による在庫確認を徹底する）

貨物への差札添付の徹底及び搬出関係書類との対査を徹底する。

保税地域における非違の防止について

保税地域における非違の発生原因の多くは
担当者の不注意、認識不足などによる
基本動作の不徹底が主な原因



適正な貨物管理を推進するには
社内管理規定（CP）に基づく基本動作の
周知徹底 及び関係法令の熟知が必要
関係書類と貨物の確実な対査確認
反復した教育訓練及び
実効ある内部監査の実施

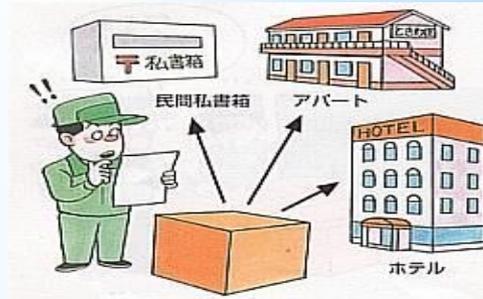
○ 情報提供のお願いについて

情報提供のお願いについて

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがあったら・・・

【外見が不自然な貨物】

- (1)異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2)開梱された形跡のある貨物
- (3)同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4)ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5)珍しい記号、目印のある貨物

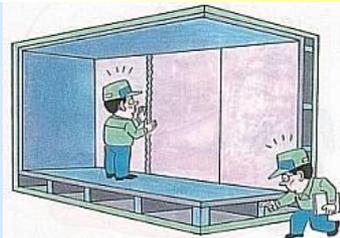


【配送先が不自然】

- (1)急な配送先の変更
- (2)特定の貨物について配送を急ぐ
- (3)貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる

【通関依頼が不自然】

- (1)通関を異常に急いでいる
- (2)暴力団らしき者からの依頼
- (3)蔵置場所、名義者が転々としている
- (4)一見の客と思われる者からの依頼
- (5)内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある



【不自然なコンテナ】

- (1)シールが破損・改造等異常な場合
- (2)ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3)修繕・加工がされており、素人工事である
- (4)天井、壁がベニヤ・鉄板で覆われている
- (5)外壁に不審な加工がされている



【不自然な問い合わせ】

- (1)輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2)特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3)身分を明かさない電話での問い合わせ
- (4)連絡が一方向的で、相手の連絡先が不明



【取引形態が不自然】

- (1)荷主以外からの保管料等の支払い
- (2)仕出地、中継地等のルートが不自然

搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、どんな些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡をお願いします!

密輸ダイヤル 0120-461-961

情報提供のお願いについて

こういう時は税関まで！

インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。



通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。



塗装、溶接などに明らかな加工の形跡があり、内壁や床に空間を造っているコンテナを発見したとき。



同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物が発見したとき。



営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。



けん銃、麻薬等の密輸防止にご協力を!

密輸ダイヤル



0120-461-961

シロイ クロイ

フリーダイヤル

税関への情報提供について

テロの未然防止に向けた情報提供を！

税関ではテロ対策に取り組んでいます。
水際でのテロ防止にご協力をお願いします。

日本国内でも爆発物・薬品に関する事件は起きています。

- 大学生が爆薬製造
高い殺傷能力を持つ爆薬の過酸化アセトン(TATP)や四硝酸エリスリトール(ETN)を製造したとして逮捕された。
自宅から手投げ弾のようなものや、薬品類を押収。
- 電車内における薬品散布事件
電車内において座席に薬品が散布され、座った男性が臀部に 全治1ヶ月を要する熱傷を負った事件が発生。

テロに利用されないために
顧客管理の強化を！

- ★ 蔵置貨物について、特に新規顧客の貨物については、実輸入者や配送先等を把握する。

不審点がないか確認願います！

- ★ 通関関係書類に不審点(手書で修正等)がある。
- ★ 急遽、無理な日程での依頼、配送先等が不審等



テロ警戒中

「手荷物検査」
にご協力をお願いします。

テロ関連物資の輸入は、
関税法により禁止されています。

 **税関**

密輸ダイヤル **24h**
▶ 0120-461-961
税関HP <http://www.customs.go.jp/>

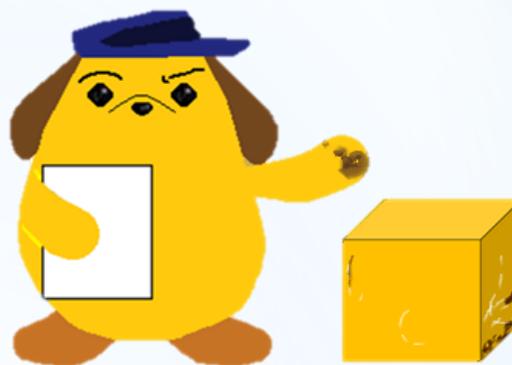
情報提供のお願いについて

コンテナや貨物の外装等に不審点はありませんか？

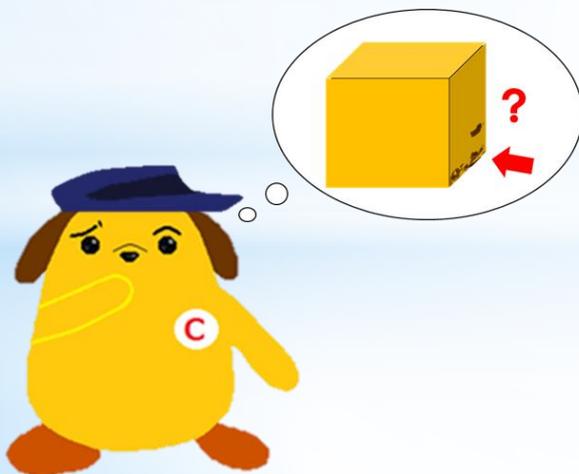
△異音、異臭がする貨物



△粘着性、粉末状物質が付着している貨物



△表面に油染みがある貨物



△必要以上に頑丈に梱包してある貨物



「何かおかしいな」と異変を感じたら、最寄りの税関まで**一報**願います。

最後に

ご清聴ありがとうございました。

長崎税関管内においては、皆様のご協力をいただき、今後とも、制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、不明な点等があれば、当部門までご連絡ください。

また、税関では皆様からの情報提供をお願いしております。「いつもと違う」等不審に思うことがございましたら、管轄署所又は0120-461-961までご連絡ください。

ご協力をお願いいたします。

長崎税関監視部保税地域監督官

TEL : 095-828-8656

E-mail : nagasaki-kan_kanri@customs.go.jp

長崎税関ホームページ

長崎保税e-mail アドレス

